

特定構成員（準特定構成員）に係る誓約書

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿

「全宅連安心R住宅事業 標章の使用・遵守事項等に係る規程」第11条第1項に規定する特定構成員（準特定構成員）への登録を申請するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

(該当するものに✓します。)

- 全宅連安心R住宅に係る各種申請等において、虚偽又は事実と異なる記載等を行いません。
- 国土交通省告示第1013号「特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程」及び同告示に関連する諸規程の内容を遵守いたします。
- 「全宅連特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅）運営規約」、「全宅連安心R住宅事業 標章の使用・特定構成員の遵守すべき事項等に係る規程」及び『全宅連「安心R住宅」事業 宅建業者向けガイド』等、全宅連が規定する安心R住宅事業に関連する諸規程の内容を遵守いたします。
- 買取再販物件だけに全宅連安心R住宅ロゴマークを使用いたします。
- 特定構成員（準特定構成員）の登録期間中は、瑕疵担保責任保険法人の事業者登録を更新します。
- 登録事項等に変更等がある場合、遅滞なく全宅連に通知します。
- 特定構成員（準特定構成員）でなくなった場合、全宅連安心R住宅ロゴマークを無断で使用しません。
- 安心R住宅事業を通じて、健全かつ公正な既存住宅流通市場の発展に努めます。

2018年12月15日

商 号 全宅連不動産株式会社

代表者氏名 全宅 太郎 

※準特定構成員が申請の場合は、政令で定める使用人が記名及び押印のこと。

